



三重の労働



LABOR OF MIE PREFECTURE VOL.261 2019年10月・11月

1. 個別労働関係紛争のあっせんのご案内 (PDF : 86KB)

2. 三重労働局からのお知らせ
 - ① 三重県最低賃金は令和元年10月1日から 時間額873円 (PDF : 368KB)
 - ② 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。 (PDF : 712KB)
 - ③ 11月は「労働保険適用促進強化期間」です。 (PDF : 439KB)
 - ④ あなたの会社は大丈夫? 人権に配慮した公正な採用選考 (PDF : 1,677KB)

3. 中小企業 退職金 共済制度 (PDF : 2,242KB)
～ 中退共制度は中小企業のための国の退職金制度です～

* 「三重の労働2019年10月・11月号」全ページを一括ダウンロードする

(PDF : 5,944KB)